

○総務省告示第四百十五号

電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）第三条の二第二項の規定に基づき、総務大臣が別に告示する要件を次のように定め、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月二十一日

総務大臣 増田 寛也

（要件）

第一条 電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）第三条の二第二項の告示で定める要件は、情報通信ネットワークの安全・信頼性対策の実施について次条の認定を受けていることとする。

（情報通信ネットワークの安全・信頼性対策の実施の認定）

第二条 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十一条第一項又は第二項に規定する電気通信設備を設置して電気通信役務の提供をする電気通信事業の用に供する情報通信ネットワーク（利用者の建築物又はこれに類するところに設置する設備を除く。）であつて、事業用電気通信設備の設置の範囲が一の都道府県の区域を超えない場合であり、かつ、当該区域における利用者の数が三万未満であるものを運用する電気通信事業者は、当該情報通信ネットワークについて安全・信頼性対策が実施されていることにつき、総務大臣の認定を受けることができる。

(認定の申請)

第三条 前条の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第一の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 情報通信ネットワークの名称
- 三 情報通信ネットワークの概要
- 四 安全・信頼性確保のための措置状況

(認定の基準)

第四条 第二条の認定の基準は、情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（昭和六十二年郵政省告示第七十三号）の別表第一及び別表第二における実施指針の電気通信回線設備事業用ネットワークの欄の◎に対応する対策を実施し、かつ、同欄の◎＊に対応する対策を段階的に実施していることとする。

(認定証の交付)

第五条 総務大臣は、第三条の申請があつた場合において、その申請を審査し、当該申請に係る情報通信ネットワークが前条に規定する基準に適合するものとして認定したときは、認定証を交付する。

(認定の更新)

第六条 第二条の認定は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失う。

2 前項の認定の更新を受けようとする者は、様式第二の認定更新申請書に認定証を添えて総務大臣に提出しなければならない。

3 認定の更新の申請は、認定の有効期間満了前一箇月以上三箇月を超えない期間において行わなければならない。

4 前二条の規定は、認定の更新について準用する。  
(認定の変更の申請等)

第七条 情報通信ネットワークの安全・信頼性対策の実施について第二条の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、当該認定を受けた情報通信ネットワーク(以下「認定ネットワーク」という。)について第三条第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の変更の認定を受けなければならない。

2 前項の変更の認定を受けようとする者は、様式第三の認定変更申請書に認定証を添えて総務大臣に提出しなければならない。

3 第四条及び第五条の規定は、認定の変更について準用する。

(氏名等の変更の届出)

第八条 認定事業者は、認定ネットワークについて第三条第一号から第三号までに掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、様式第四の変更届出書により、その旨を総務大臣に届け出なければならぬ。この場合において、同条第一号又は第二号に掲げる事項に係る変更については、認定証を添えて届け出なければならない。

(対策の実施の完了の届出)

第九条 認定事業者は、段階的に実施することとされた対策の実施を完了したときは、遅滞なく、様式第五の届出書により、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第十条 認定事業者は、認定ネットワークを廃止したときは、遅滞なく、様式第六の届出書に認定証を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(認定の取消し等)

第十一条 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定ネットワークに係る認定を取り消すことができる。

- 一 認定ネットワークが第四条の基準に適合しないこととなつたとき。
- 二 認定事業者が不正な手段により認定を受けたとき。

三 第七条第一項及び次条の規定に違反したとき。

2 認定事業者は、前項の規定により、認定ネットワークに係る認定を取り消された場合は、速やかに、認定証を総務大臣に返納しなければならない。

(現況報告書の提出)

第十二条 認定事業者は、毎事業年度経過後二月以内に、様式第七の現況報告書を総務大臣に提出しなければならない。

認 定 申 請 書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 印

(法人の場合は、名称及び代表者の  
氏名を記入すること。)

情報通信ネットワークの安全・信頼性対策の実施について認定を受けたいの  
で、平成20年総務省告示第 号第3条の規定により、次のとおり申請します。

|                  |  |
|------------------|--|
| 情報通信ネットワークの名称    |  |
| 情報通信ネットワークの概要    | 別記1に記載のとおり。<br>(別記1の様式により記載した書類を<br>添付すること。) |
| 安全・信頼性確保のための措置状況 | 別記2に記載のとおり。<br>(別記2の様式により記載した書類を<br>添付すること。) |

短

辺

(日本工業規格A列4番)

長

辺

別記 1

情報通信ネットワークの概要

- 1 電気通信役務の種類  
(電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)様式第4に規定する電気通信役務の種類を記載すること。)
- 2 電気通信役務の態様  
(電気通信役務の種類ごとに次の事項を記載すること。)
  - (1) 提供区域  
(都道府県名及び市町村名を記載すること。)
  - (2) 交換方式  
(「回線交換」又は「蓄積交換」の別、及び「蓄積交換」にあつては、更に「パケット交換」、「メッセージ交換」等のように記載すること。)
  - (3) ネットワークの機能  
(「メールボックス」、「プロトコル変換」、「同報通信」、「情報処理」等のように記載すること。)
- 3 電気通信設備の概要  
(申請の日における電気通信設備について記載すること。)
  - (1) ネットワーク構成図  
(通信センター、集線センター等(所在する市町村を明示すること。)とこれらの間を接続する電気通信回線(その種類を明示すること。)の概要を一葉の用紙に簡潔に記載すること。)
  - (2) センター設備の概要

|           |  |
|-----------|--|
| センターの名称   |  |
| センターの設置場所 |  |
| 設備の種類     |  |

- 注 1 センターごとに記載すること。ただし、集線センターについては、この限りでない。  
2 設備の種類は、交換機、多重装置等主要なものについて記載すること。

別記 2

安全・信頼性確保のための措置状況

センターの名称

| 項 目 | 措 置 状 況 |
|-----|---------|
|     |         |

注 1 センターごとに記載すること。ただし、集線センターについては、この限りでない。

2 この様式により記載することが困難な場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、適宜の用紙、様式により記載すること。



認定更新申請書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)  
住 所  
(ふりがな)  
氏 名 印  
(法人の場合は、名称及び代表者の  
氏名を記入すること。)

長

情報通信ネットワークの安全・信頼性対策実施の認定について更新を受けたい  
ので、平成20年総務省告示第 号第6条第2項の規定により、次のとおり申  
請します。

辺

|                  |   |
|------------------|---|
| 認 定 番 号          |   |
| 認 定 年 月 日        |   |
| 情報通信ネットワークの名称    |   |
| 情報通信ネットワークの概要    | 別記1に記載のとおり。<br>(様式第1の別記1の様式により記載し<br>た書類を添付すること。) |
| 安全・信頼性確保のための措置状況 | 別記2に記載のとおり。<br>(様式第1の別記2の様式により記載し<br>た書類を添付すること。) |

短 辺 (日本工業規格A列4番)

変 更 認 定 申 請 書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 印

(法人の場合は、名称及び代表者の  
氏名を記入すること。)

認定番号及び認定年月日

情報通信ネットワークの安全・信頼性対策の実施について変更認定を受けたい  
ので、平成20年総務省告示第 号第7条第2項の規定により、次のとおり申請  
します。

|  |  |
|--|--|
| 変 更 後 の 安 全 ・ 信 頼 性<br>確 保 の た め の 措 置 状 況 | (様式第1の別記2の様式により記載した書<br>類を添付すること。また、変更前と変更後の<br>内容を対比した書類を添付すること。) |
| 変 更 年 月 日                                  |  |

長

辺

短

辺

(日本工業規格A列4番)

変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 印

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名を記入すること。)

認定番号及び認定年月日

次のとおり変更したので、平成20年総務省告示第 号第8条の規定により、届け出ます。

|           |   |       |
|-----------|---|-------|
| 変 更 事 項   | (氏名又は名称、住所、代表者の氏名、情報通信ネットワークの名称、電気通信役務の種類、電気通信役務の態様又は電気通信設備の概要の別を記載すること。) |       |
| 変 更 内 容   | 変 更 前   | 変 更 後 |
|           |   |       |
| 変 更 年 月 日 |   |       |

短

辺

(日本工業規格A列4番)

長

辺

対 策 完 了 届 出 書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 印

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名を記入すること。)

認定番号及び認定年月日

長

段階的に実施することとされた対策の実施を完了したので、平成20年総務省告示第 号第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

辺

| 段階的に実施することとされた対策 | 措 置 状 況 |
|------------------|---------|
|                  |         |

短

辺

(日本工業規格A列4番)

廃止届出書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 印

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名を記入すること。)

認定番号及び認定年月日

長

認定ネットワークを廃止したので、平成20年総務省告示第 号第10条の規定により、届け出ます。

|                   |  |
|-------------------|--|
| 廃 止 年 月 日         |  |
| 廃止した情報通信ネットワークの名称 |  |

辺

短 辺

(日本工業規格A列4番)

現況報告書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 印

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名を記入すること。)

認定番号及び認定年月日

長

平成20年総務省告示第 号第12条の規定により、次のとおり報告します。

辺

| 保全点検の実施状況  | 実施年月日 | 点検内容 |    |
|------------|-------|------|----|
|            |       |      |    |
| 教育・訓練の実施状況 | 実施年月日 | 対象者  | 概要 |
|            |       |      |    |

短 辺

(日本工業規格A列4番)